

日バス協技第102号
令和4年3月28日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局長から、別添のとおり周知依頼がありました。
つきましては、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

担 当：技術安全部（田中・横山）
電 話：03-3216-4015

国自安第181号の3
国自整第296号の3
令和4年3月23日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなった事故にあつては、これまでも「自動車事故報告書等の取扱要領」（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）により報告するよう指導しているところであるが、睡眠時無呼吸症候群が原因と疑われる事故について、報告がされていないという課題がある。睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故の報告を明示するため、同要領を改正したので、令和4年4月1日以降は改正後の同要領に基づき報告されるよう貴会傘下会員に周知されたい。

なお、本改正については、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対しても通知していることを申し添える。